

第35回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成22年11月20日（土）

13:00～15:00

場所：アスパム4階 十和田

司 会： 本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。
小田委員からは、少し遅れるとの連絡がありました。
定刻となりましたので、ただ今から「第35回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催します。
まず、本日の資料のご確認をお願いします。
本日の資料は、事前に送付させていただいたものが次第及び資料2、資料3、資料4、資料5、資料6です。
また、本日お配りした資料として、出席者名簿、席図、資料1がございます。
不足などございませんでしょうか。
それでは、開会にあたりまして名古屋部長よりご挨拶申し上げます。

名古屋部長： 本日は、お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
県境不法投棄産業廃棄物の撤去実績につきましては、後ほど詳しくご報告いたしますが、今年度は15万1千トンを超え、これまでの累計も約68万7千トンとなったところでございます。これもひとえに委員の皆様、そして地域住民の方々のご理解とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。
今年も既に11月となり、これから冬場を迎えますので、これまで以上に廃棄物の運搬に伴う交通安全対策を実施し、引き続き県民の皆様の安全と安心を第一義に撤去作業を進めて参りたいと考えております。
本日の協議会では、試験植樹の実施やコンクリート塊の自主撤去などにつきましてご報告することとなっております。
どうか委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご指導を賜りますことをお願い申し上げます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会： それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては、議長席へお移り願います。

古市会長： 皆さん、こんにちは。

今日は非常に良い天気で、できたらそのへんのブラインドを開けて外を眺めながら大きな気持ちで議論したらどうかなと思ったりします。

いつも、私、開会の時に一言、余計なことかも知りませんが、申し上げているんですが、いつも無視されておりまして、今日も無視されることを覚悟で2点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、この青森県境不法投棄現場の原状回復でございますが、目的は期限内に全量撤去をすることとなっております。改めて私が申し上げるまでもなく、よくご存知と思いますが、この「期限内に」という所が前回の協議会でお話がありましたように、やはりどうしても土の中のことであり、見えない部分ですので、不確定性があると。それについては、不可抗力の部分があつたというお話が前回あり、議論させていただきました。その時にリスクコミュニケーションの部分については、実は必ずしも最善の方法で話し合えたかという、少し反省もあつたというお話もさせていただきました。

がしかし、大事なことは期限内が少し延びたとしても、完全に全量撤去する、全量撤去を図ることが目的でございます。ですから、県が一丸となって、県という意味は、行政と市民と県民ですね。これが心を一にして故郷青森の不法投棄をなくする、全量撤去を図るんだということでもあります。

ですから、無駄に問題を作り出すような構造、行政と県民が何か不信感を抱くような、そういうような構造にするのは、私は良くないと思っております。県の中で喧嘩している分にはいいんですが、そういうものが県外に、特に国にも伝わります。そうすると、今、国ではいろんな制度を見直そうとされています。その時にあまり印象がよくございません。ですから、県は、一丸となって、心を一にしてやっていくべきであろうと私は思います。これが1点目です。

2点目は、今日の資料を見ていただいたら分かりますように、非常に薄い、要領よくまとめていただいたのかも分かりませんが、協議会の役割は何だろうという話です。ここの部分について、もう一度原点に戻る必要があるのではないかと。行政で準備された、事務局サイドで準備されたものを見て、「やってるね。」「結構なことですね。」という形ではなくて、ここで要求されているのは、そういうものを踏まえて、学識経験者、県民、そういう方々の更なる知恵を出し合うことなんですよ。そういう意味で、もう少しホットな議論ができてもいいんじゃないかなと。早く終わればいいという話でもないと思うんです。今日は下手したら1時からやって3時半ぐらいで終わるかも知れない。それは、何も問題がないことが1番いいんですがね。

例えば、大きな協議会の目的が2つ、修復計画を作り実践する、環境再生計

画を作り実践する。1番目のものは見直しを今やろうとしています。環境再生計画につきましては、もう植樹のお話ししかしていませんよね。3つぐらいあったんですよ。随分議論もしたんですよ。それなのに植樹の話しかしていません。これでいいんでしょうかね。

そういうことも含めて、もう少し原点に立ち返って協議会の役割を私も反省しながら担っていきたいと思っていますので、委員の皆様、それから県の方々、よろしく願いいたします。

ちょっと余計なことを言い過ぎましたけれども、よろしく願いします。

では、報告事項が今日5件だけですね。では順番に行いたいと思います。

それでは最初に毎回行っております廃棄物の撤去実績について、資料1に基づきまして、よろしく願いいたします。

事務局： それでは資料1の「廃棄物の撤去実績について」をご覧ください。

9月分からとなります。9月分は、作業日数20日、台数1,560台。撤去実績としましては18,651.92トン撤去しております。処理方法別のその他の所に25.21トンと記載されておりますのは、現場から掘り出されたコンクリート屑を撤去したものでございます。

10月分につきましては、20日、1,608台、19,187.48トンとなっております。

11月分は、12日現在で掲げておりますが、9日、747台、8,834.39トンとなっております。

22年度のトータルとしましては、151,414.19トンとなっております。昨年度、11月の協議会の際に報告しましたものが141,236トンで、これは11月の4日間の実績でしたので、5日分ほど今回のものが多くなっておりますが、量としては昨年度より1万トンほど多いという状況にございます。今年度の目標量に対しては、67.9パーセントの進捗となっております。

累計としましては、687,319.05トンということで、見直しの総量に対して55.2パーセントの進捗となっております。

下の左の表をご覧くださいと思います。月別の撤去実績を掲げておりますが、8月から今月まで、多少少なくなっております。これは、8月から11月まで続いている焼却系4施設の定期修理の関係で焼却系が少なくなっていることによるものでございます。ちなみに昨年状況を調べてみましたら、8月から1月まで一月当たり16,000トンから18,000トン程度で推移していることから、今年度は少し昨年度より進捗しているという状況でございます。

資料1につきましては以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。今月の 12 日現在での撤去実績についてご報告していただきました。何かご質問等、ございますか。よろしいですか。西垣委員、お願いします。

西垣委員： 結局これは 25 年度まで、あとどれぐらい、前回の資料はいただいたんですが、どこまで、何パーセントまで全量撤去に対してやっていけるのかをもう一度教えていただければと思います。

事務局： 累計の所、687,000 トン余と書いておりました、全体の数字は書いておりませんが、1,245,000 トンと見込んでおりますので、それと比較すれば 55.2 パーセントの進捗となります。

西垣委員： ありがとうございます。

古市会長： よろしいですか。

前回議論したんですが、見積もり違いがありまして、25 年度に 126,000 トンがどうしても出てしまうという構造になっています。

ほかにございませんか。よろしいですか。

これ、下の図の左側の所ですが、推移を見てみますと、焼却と埋立、大体半々ずつぐらいですよね。ということは、普通産廃的なものと特管的なもののが大体半々ずつぐらいだということですか、ずっと。

事務局： 撤去実績としては、大体半々ぐらいに結果としてなっております。処理施設の処理能力としては、特管が 55 パーセント、普通産廃が 45 パーセントぐらいとなっておりますが、焼却系は定期修理等がございますので、運ぶ量は結果として半々ぐらいになっているという状況です。

古市会長： 分かりました。そのへん、調整されているということですね。

ありがとうございました。

それでは、資料 1 につきましては特段ご質問がなければ次に参りたいと思います。

では、資料 2 の財政支援要望について、資料 2 の説明、よろしくをお願いします。

事務局： それでは、資料 2 の財政支援要望についてご説明いたします。

平成 22 年 10 月 14 日、青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事

業に対する国の財政支援要望を行いました。

内容ですが、1の要望者でございます。知事、県議会議長、県議会環境厚生委員長の三者によって要望を行いました。

要望先ですが、2の所です。(1)の民主党幹事長室、(2)の環境省、それから(3)の本県選出国會議員の皆さんにご要望をしております。

民主党幹事長室ですが、本多平直民主党副幹事長に対して要望書を提出しております。本多副幹事長からは、「大変な問題であり、法律改正が必要なことから、政策調査会にも伝え、岡田幹事長にもしっかりと伝えて取り組んでいく」との回答を得ております。

環境省につきましては、環境大臣、環境副大臣、環境大臣政務官、環境事務次官ほかあての要望書を提出しております。

本県選出国會議員につきましては、衆議院議員8名、参議院議員3名の皆さんへの要望書を各議員事務所に持参して協力の要請をしております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

ただ今のご説明に関しまして、何かご質問等ございますか。非常に重要なお話なんです。かなり政治的なお話ですので、なかなかコメントしにくいとは思いますが、何かご質問とかコメントございますか。

溝江委員、お願いします。

溝江委員： この特別措置法の期間延長について、他の県でも同様の財政支援の要望があるかどうかをお聞きしたいと思います。

古市会長： いかがでしょうか。

山田室長： 今、確認している範囲では、他の県、3県ほどが特措法の期間延長の要望をしていると承知しております。

古市会長： 溝江さん、よろしいですか。その後の質問はもうないんですか。

溝江委員： 国の財政支援が万が一ない場合でも、この県の撤去計画に対しての方針等は変更があるのか、あるいはないのか。ちょっと答え難い所であると思いますが。

古市会長： 名古屋さん、お願いします。

名古屋部長： 我々としては、やはり、今の枠組みでの撤去を要望しているわけですので、現時点では、それが実現するように粘り強く働きかけていきたいと考えているところでございます。

古市会長： ほかにいかがですか。藤川委員、お願いします。

藤川委員： この回答は、いつくるんでしょうか。非常に素朴な疑問なんですが。

山田室長： この要望に対する直接的な回答は、ないのが普通でございます。どういう形でそれが示されるかということになりますと、法律の期間延長に関する法律案が国会に出され、国会で議決を得るという形で示されることになると考えます。

古市会長： でも、24年で切れますから、もしそういうような法律を作るとするならば、継続するならば、それまでに通さないといけない、ということですね。だから、そんなにゆっくりはしてられない話ではありますよね。
ほかにいかがでしょうか。西垣委員、お願いします。

西垣委員： 私は岡山県からですので、お向かいの香川県でも同じようなことで困っております。できましたら、その3自治体で組んで要望書を出してくるぐらい、個々で出すよりもその方が良いと思います。とにかく日本でも初めての仕事を皆さんがやっておられるんですよね。ですから、そのへんはいろんなものが、自分達が考えていたものではなく、新たに皆さん、いろいろ努力されて、それでおかつ10年間でやることができにくくなっていることを説明されるので、一団体だけではなく3自治体が組んでやられればどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

山田室長： 貴重なご意見として伺いました。今後、検討させていただきたいと思います。

古市会長： それで終わっちゃうんですけどね。もう、具体的に青森県以外ではどこかというのは、もうお分かりになっているわけでしょう。要望されているところは。

山田室長： 現在、関係の自治体で情報交換するような関係ができておまして、具体的な県の名前も私共承知しておりますが、この場では3県ほどあるということでご容赦を願いたいと思います。

古市会長： 具体的な名前を言って欲しいわけではなく、今、西垣委員がおっしゃって

ただいた「一緒にやったらいかが？」というのは、皆さんが疑問に思われることなんですよね。それについてのご見解はどういうものなんでしょうかね。

「今後検討します」ということだと、それで終わっちゃうんですよね。非常に大事なことなので。というのは、特措法自身が、皆さん思っておられると思いますが、青森県のためだけにあるわけじゃないですよね。特措法自身が豊島の問題もあるし、三重県にもあるし、いろいろあるわけですよね。だから、そういうのは、問題構図として、はっきりしているわけです。それを今後検討しますと言われちゃうと、ここで議論が関係なくなるんですよね。

だから、やっぱり、そのへんのところはどういうふうにお考えかと。財政支援について、ここまでおっしゃっていただけるのであれば、やはりどういう方針でどうやるんだという議論もあってもいいんじゃないかと。これは、行政だけの判断ではなく、我々の協議会でも情報を共有しておいた方が良いのであれば、そういうことも考えたいと思いますので。

それは全く、ここに書かれているのは政治的な内容、これ以上は入りようがないというのは我々、よく分かるんですが、同じように苦しんでおられるような県が3か所あって、それぞれが努力して多分やられるんでしょうし、青森県もやっておられると。そしたら、何故、手を携えて一緒にやらないのかというのが、西垣委員の素朴な疑問でしょう。そういうことなんですよ。

ちょっとお答えになられる範囲で、見解、よろしくお願いします。

名古屋部長： 法律改正は通常期限切れになる前に、その前の通常国会にかけられますので、基本的には、24年度でなくなるとなれば、24年度の国会なのかなと見ています。ただ、国の感触では、早くてもいいとおっしゃる方もいらっしゃるので、23年度にかかるかもしれませんが、いずれにしろ、それまでの間に関係する県が明らかになってくれば、今、分かっているのでも3県ぐらいなので、一緒にできる部分については一緒にやっていけるのではないかと考えております。まだ、具体的にそのへんについて、県の方針として一緒にやろうとか、という所まで詰めておりませんので、先ほど申し上げたような言い方になるわけですが、今日の協議会のご意見も踏まえながら、その方向で検討していきたいと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

その方向で頑張っていただけるということで、よろしくお願いします。

ほかに、澤口委員、お願いします。

澤口委員： 同じような流れですが、今、部長もおっしゃったように、こういうふうに政

治家の方々に協力をお願いするのは当然のことですが、そのほかにももう少し具体的にアピールする場として、例えば、もう少し地元と一緒にスクラムを組むとか、西垣先生がおっしゃったような方法とか、もう少し具体的に考えていただければなと思いつつながら、お話を聞いていたんですが。

古市会長： 澤口委員のご意見はコメントですか。何かもっと具体的なアイデアみたいなものがありますか。だから、何かあればおっしゃっていただいた方がいいですよ。

澤口委員： ですから、これは町からも知事に来ていただいて話をしたいというのがあるんですが、その場で、是非、地元と一緒に知事も全国にこういう事態になりましたということで、地元住民の力も借りて動いた方がいいのではないかと思います。

古市会長： 何かありますか。西垣委員。

西垣委員： 実際、1番迷惑を被っているのは地元でございますので、地元の方は、1日も早く撤去してほしい。これを途中で放棄するようなことがあってはならないと思いますので、地元はこれを10年間でできないのであれば、1日も早く撤去してくださいと、地元の方からどんどんお願いにあがった方が良いと思います。是非それは自治体の長とともに住民からも陳情を出していただくというのが非常に大きな説得力になると思いますので、よろしく願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

やっぱり、県が一丸となってやらないと駄目ですよ。行政だけでも駄目だし、県民と一緒にやる。また、同じような問題を抱えている所とも一緒にやる。私、デメリットもよく分かるんですが、またそうできない理由も分かるんですが、でも、そうしないと、やはり動かないんだろうなという気がしますね。

ということで、今、名古屋さん、前向きにやると。前向きというか、「やりませう」とおっしゃっていただいたのでよろしく願いします。

それでは、次、試験植樹の実施について、資料3でご説明、よろしく願いします。

事務局： では、資料3の試験植樹の実施についてのご説明をいたします。

1番の概要でございます。

水処理施設稼働終了後の本植樹の実施に向け、土質の違い、施肥の有無によ

る複数の植栽方法により苗木の生育可能性を検討するため、10月21日に県境不法投棄現場内において試験植樹を実施いたしました。

2番の試験地でございます。

試験地については、全ての試験地を予め50センチメートルの深さまで耕耘いたしまして、下の4種類の試験地を設定しました。土質の違い、施肥の有無による4種類です。土質の違いにつきましては、ローム層と軽石層の混合。それからローム層の単独。施肥の有無につきましては、ピートモスとバーク堆肥。ピートモスとバーク堆肥につきましては、下の部分に説明を記入しておりますが、土の保水力であるとか、通気性を高めるといった効果がございます。これらについて土壌改良をしたものとしていないものの計4種類の試験地を設定しました。配置については、下の図のとおりでございます。

3番の樹種でございます。

高木類と低木類を合わせた12種類の樹種を使用し、1試験地あたり25本、合計100本のポット苗木を植樹しました。高木類につきましては、ご覧のとおりでございますが、ミズナラ、ブナ、イタヤカエデ等。低木類につきましては、オオバクロモジ、ヤマツツジ、ガマズミ等でございます。

その他、榎本委員からご提供のありましたロングルート苗3本も試験植樹の際に植樹しております。

次のページでございます。4番の植樹の方法でございます。

断面図、予め50センチメートル耕耘したということでございます。

平面図、高木類と低木類をご覧のような形で植樹しています。

5番のモニタリング調査でございます。

試験植樹では、ポット苗の活着や枯死が考えられるほか、周辺からの樹木や草本類の自然侵入等、様々な消長が想定されます。また、ポット苗には植栽方法や立地の違いに応じた生長の違いが想定されることから、今後、四半期ごとに下の表に示すような項目を3年以上記録することとしています。項目につきましては、これまでもご説明しておりますが、個体数、活力度、サイズ、根茎、周辺植生について、ご覧のような調査の内容でモニタリングしていくことにしております。

次のページからは、植樹の実施状況の写真等でございます。試験地の場所といたしましては、委員の皆様にも以前、現地をご覧いただいた際に試験地の場所をご紹介しておりますが、その場所でございます。試験地1から4、全景でございます。

その次のページからは、試験地ごとの写真と樹種の説明でございます。試験地1は、ローム層と軽石層の混合で施肥があります。試験地2はローム層と軽石層の混合で施肥無し。試験地3は、ローム層単独で施肥有りです。試験地4

は、ローム層単独で施肥無しという、ご覧のような植樹の状況でございます。

そして、最初のページでございますが、これまで当協議会に報告していただきました試験地の配置、それぞれの試験地の形を円形でやりますというご説明をこれまでしてはいたしましたが、試験植樹の際に関係の皆さんとも話をした上で、植栽の樹種の配置が四角い方が良いというお話がございまして、四角い試験地にしております。樹種、本数、密度などは大体同じようになっています。円形から四角い試験地に変更して実施いたしました。

試験植樹の実施については以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。溝江委員、お願いします。

溝江委員： とても良い試験植樹の方法だと思います。

質問は、樹種の変更についてです。これまでの、前回も含めた資料では、低木類としてノリウツギ、ヒメヤシャブシがあつて、今回、実際植えたのではそれがなくなって、ガマズミ、オオカメノキ、エゾアジサイが加わったのですが、その変更の理由があれば教えていただきたいと思います。

古市会長： お願いします。

事務局： この樹種の変更につきまして、この試験植樹では田子町が育成しているポット苗を使っているんですが、試験植樹の際に使える苗木として、田子町やその苗木の育成をしている業者との話し合いで準備できなかったものもあるんです。それに代わるものとして、新たに加わったものもでございます。そういった理由でございます。

古市会長： よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： お尋ねですけど、試験地の選択の際に、傾斜地は選ばなくてよかったのかな？というのがちょっと引っ掛かっています。現地形は、傾斜地がかなりありますよね。そういう所では、やっぱり平地で育つ条件とはかなり違う。例えば、日照の問題とかがある。そういうあたりでやらなくていいのかということについてお尋ねをしたいと思います。

古市会長： いかがでしょうか。

事務局： 試験地につきまして、やはりこの現場は、現在も撤去の作業中でございます。どうしても場所の選定に当たっては、撤去作業の影響を受けることとなります。そういうことで、今回試験できる場所が、このエリアだけであった。その場所が斜面ではなかったという、結果的には、そういった状況でございます。

古市会長： はい、どうぞ。

佐々木委員： 将来的には、傾斜地も対象にすることでよろしいんですか。

事務局： 試験ができる場所が出てくるのであれば、そちらでの実施も十分考えられると思います。

古市会長： 十分考えられるというよりも、やるべきではないかというコメントですが。必要があるのか、ないのか。そのへんのところを。

事務局： 試験植樹自体は、今後も実施していくことにしております。

古市会長： やられますよね。ですから、傾斜地だと日射とか、水の保水性も違うでしょうしね。だから、そういう所はどうですか？ということで、やった方がいいんじゃないですか、ということですけど。

山田室長： 植樹の条件を整えば、やっていきたいと思います。

古市会長： じゃ、そういうことで。
ほかにいかがでしょうか。石井委員、お願いします。

石井委員： 植樹そのものについては専門家じゃないのであまりコメントはないんですが。いわゆる環境再生計画で作った3つの柱のうちの1つがこういった試験という形で少しずつ動いているんですが、もうちょっと、何かこう「今、試験植樹をやっているよ」というアピールの看板だとか、いろんな方が見学に来られた時に、「青森県はこんなにやっているんだ」というような物があっても良いのかなと。淡々とやっている姿は非常に真面目でいいんですけども、何かこう、いろんな方が見に来られていて、少なくとも環境再生の3つの柱のうちの1つがこうやって少しずつ、「この木のように少しずつ走っているんだよ」というようなことを少しアピールされてもいいのかなと思いました。ご検討ください。

古市会長： いかがでしょうか。「やっているよ」というような看板をね。

事務局： 今、いただきましたご意見に基づいて、看板であるとか、それからこういった実施計画をこういった形で進めているよというホームページでの公表ですとか、そういったことについて検討してまいります。

古市会長： 溝江さん、お願いします。

溝江委員： 今のことに関して、環境再生計画で市民参加等による植樹活動の手法の検討だとか、事案学習、周辺観光等体験メニューの検討も併せて、平成 22 年度からという計画になっているんですが、この試験植樹のモニタリング調査が 3 年以上かかってやるということであれば、それに関わらず 22 年度からこれらも検討していくのか。あるいは、そのモニタリング調査期間が終わった後にこれらをやるといった形で、後にずれ込んでくるのか、そのへんをお聞きしたいと思えます。

古市会長： そのスケジュールは、大体、全体計画ですよ、この植樹のね。そのへんを少しにらんで、今、どういう段階でどうなんだという位置付けとか、そういう大きな話をご説明くださいということだと思います。

山田室長： 本格植樹ができるようになりましたら、植樹祭などのイベントに一般の方々にもご参加をいただくという計画になっております。

それまでの間、試験植樹の間は、一般の方々のご参加を考えないということではなくて、これも可能であれば、試験植樹の段階から、例えば小学校の児童さん達にも参加していただくということを現在、検討しております。

古市会長： そういう情報は、どういう形で伝えられるんですか。ホームページか何かで？

山田室長： まだ具体的な方法は検討しておりませんが、いろいろな媒体、ホームページはもちろん、新聞紙上等も活用しまして PR をさせていただきたいと思えます。

古市会長： そうですか。いいことをやっている時は、遠慮せずにどんどん発信していった方が良くと思います。

それと、ほかのことも忘れずにやっていただきたいんですが。よろしく願います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

全くくだらない質問ですが、これ 25 本、4 試験地でやっていますよね。これはランダムにバーツと配置しているんですか、これ。マス目は 25 ありますよね。樹種はランダムに？

事務局 : 樹種はランダムです。

古市会長 : ランダムですね。

事務局 : 高木と低木は重ならないように。

古市会長 : なるほど。分かりました。

ほかにございませんか。よろしいですか。

では、次に参りたいと思います。

それでは、コンクリート塊の自主撤去について。資料 4 に基づきましてご説明、よろしく申し上げます。

事務局 : 資料 4 に基づきまして、コンクリート塊の自主撤去についてご報告いたします。

これまでに確認・処理されたコンクリート塊につきましては、確認または処理の都度、本協議会にご報告をしてきたところですが、1 のコンクリート塊確認数量等に記載しているとおりに、平成 19 年度から 21 年度までに 190 個が確認され、これらについては、平成 19 年度と 21 年度にドラム缶内容物の加熱処理を含む一連の処理が完了しております。

また、今年 4 月に新たに 130 個が確認され、掘削後にフレコンバックに詰め防水シートで養生し、現場内に保管をしていたところです。

次にコンクリートで被覆されたドラム缶の排出元等に関する調査の状況ですが、2 の調査状況に記載のとおり、対象事業者は、クレハという都内の化学メーカーで、調査内容としては、これまでの分析結果から、内容物がパラジクロロベンゼンを主体とする混合物であることが判明しており、一連の処理の過程でコンクリート塊内部のドラム缶表面に排出元と推測される会社名等が記載されたラベルが複数確認されたことから、対象事業者に対して報告徴収等を実施いたしました。

この調査により、パラジクロロベンゼンは対象事業者の福島県内の事業所において、機能性プラスチックの製造原料として使用されていること、ラベル付きドラム缶については、20 年ほど前に対象事業者の事業所から排出された可能性が高いことなどが判明いたしました。対象事業者に、当時の関係資料が保

管期間を経過して残っていないなどの状況のもと、ドラム缶の収集運搬・処理をどこに委託したのか、どこで何のためにドラム缶をコンクリート被覆したのか、などについて調査を継続していたところ、この調査の途上で3の申出内容等のとおり、10月5日、対象事業者から自主撤去の申出がございました。

その申出内容につきましては、3の(2)に記載のとおり、

- ①県境不法投棄現場から当該事業者から排出されたと推測されるドラム缶が見付かったことは、大変遺憾であり、本県に迷惑をかけたことをお詫びする。
- ②現場に保管されているコンクリート被覆された130本のドラム缶を10月末日までに当該事業者の責任及び費用負担で現場から撤去し、適正に処理する。
- ③これまでにコンクリート被覆されたドラム缶の掘削、運搬、処分等に要した費用相当額を拠出する。
- ④今後、当該事業者から排出されたと推測されるドラム缶が発見された場合には、自主撤去の申出について本県と協議させていただき、というものです。

この申出を受けまして、対応について検討をした結果、1つ目として、排出事業者としての社会的責任を果たすものであること、2つ目として、原状回復費用の負担軽減に繋がるものであること、などから、この申出について妥当と判断し、10月12日に了承いたしました。

4の履行状況のうち、自主撤去につきましては、10月15日金曜日に運搬車両11台でコンクリート塊63個が搬出され、土日はさみまして18日月曜日に運搬車両12台でコンクリート塊67個が搬出されております。

下の写真ですが、10月15日と18日に現場の北西側に養生保管していたコンクリート塊を大型クレーンで運搬車両に積み込んでいる状況でございます。

搬出数量は、現場内で保管をしていた全130個で、搬出重量は155.77トンとなっております。なお、これらは現在、福島県内の廃棄物処理施設において当該事業者の監督の下、コンクリートの解体および内容物の焼却処理を行っているところでございます。

(2)の費用拠出の内容につきましては、拠出額は3,020万円余で、これは平成19年度と21年度に処理をいたしました190個のコンクリート塊の掘削、移設、分析、運搬、処分等に要した経費、それと、平成22年度、今年度に確認され、現場に保管をしていた130個のコンクリート塊の掘削、移設等に要した経費、この合計額に相当する額で、今月、11月30日に納付される予定となっております。

今年度の自主撤去、費用拠出の状況について参考までにお知らせいたしますが、今回の事案を含めまして、新規3事業者、分割履行分3件、費用拠出の額

は 7,622 万円余となっております。これまでの累計では、20 事業者で費用拠出額は 4 億 4,038 万円余となっております。

コンクリート塊の自主撤去につきましては、以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

これは 3,000 万円が返ってきて、国に返すんですよね、出捐していただいている分は。

何かご質問等、ございますか。いかがでしょうか。佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： このコンクリート塊からは、汚染物質の浸み出しとか浸透は無かった、ということよろしいんですか。

事務局： これまでも現場でご覧いただいたりしていると思うんですが、基本的には、ドラム缶をコンクリートで被覆しておりまして、殆どがその完全体で発見されております。掘削等の段階でなのか、一部破損したものもございますが、その漏出の程度は、殆ど影響しない状態です。

さらに、掘削後はフレコンバックに 1 個ずつ詰めて防水シートで養生しておりましたので、影響は生じていないということでございます。

古市会長： よろしいですか。

佐々木委員： 汚染物質が出ているということであれば、その汚染の撤去と、除去の費用も請求しなきゃいけないんじゃないかと思ったんですが、出ていないということであれば、それで結構です。

古市会長： ほかにいかがでしょうか。溝江委員、お願いします。

溝江委員： 確認です。このコンクリート塊の自主撤去については、ちょうど 1 か月ほど前に新聞で報道されておりました。そのことについて、新聞では、費用拠出した事業者が 20 社と、金額については、延べ 4 億 8,000 万円と報道されておりました。今、お話いただくと 4 億 4,000 万円ということでしたが、新聞報道と何が違うんですか。

事務局： 先ほど、私から申し上げた額は、費用拠出の履行分でございます、それが 4 億 4,038 万円です。事業者の中には、分割で履行している事業者もございま

して、今年度もあと1件、来年度は3件ございますが、その額が大体4,000万円ぐらいですので、新聞報道は申出額について記載されているものです。

古市会長： ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 申出内容①の「大変遺憾」という言い方、これ引っ掛かるんですけど。この表現は、クレハがこういうふうにおっしゃっているわけですね。

事務局： 記載されているとおりです。

古市会長： 何か、客観的な、他人事みたいな表現に聞こえるんですが。「大変遺憾である」それは誰が見てもイカンと思うんですが。でも、社会的責任で費用は払いましょうということですよ。やむなくですよ。

事務局： 若干補足をさせていただきます。

私共の方で簡潔に記載した関係がございまして、この後、ちょっと文章がありまして、「大変遺憾であり、本県にご迷惑をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます」というくだりもございましたので、補足させていただきます。

古市会長： そうですか。じゃ、そういうふうに責任を感じておられるわけですよ。

どうなんでしょうか。多分、大分前のものなので記録が残っていないんでしょうね。青天の霹靂だったわけでしょうね、こちらにしてみれば。そうすると、今後、こういうのがまた出てくるかどうかは分からないわけですよ。そういうふうにご考えていいですか。それとも、もうこれで大体出てきたんでしょうかね。クレハ関係のものは。

事務局： 今年度4月に発見されて以降は、今日現在、出てきておりません。ただ、今後、出てこないかという、またそうとも確定的には言えませんので、申出内容にもございますが、申出内容の④で今後出てきた場合には、同様の対応について協議させていただきたいということでクレハでは申出しております。

古市会長： そうですか。今回、たまたま名前の痕跡があったから分かったものの、無ければもうどうしようもないということですね。同種のものでしたら疑わしいという話ですかね。ありがとうございます。

ほかにございませんか。よろしいですか。この件については、ある程度関係者が判明したということで良かったね、というお話だと思います。

では、次に、最後の報告事項に移りたいと思います。

それでは、遮水壁内地下水（揚水井戸）のモニタリングについて、これは資料5でご説明、よろしくお願いいたします。

事務局：それでは引き続き資料5に基づいて説明させていただきます。

遮水壁内地下水、揚水井戸のモニタリングにつきまして、まず趣旨として、遮水壁内側に溜まった地下水につきましては、西側遮水壁の内側にあたります谷底部の揚水井戸3つから揚水して、廃棄物の浸出水と混合された後に浸出水処理施設において処理しております。

廃棄物の撤去が進みまして、廃棄物の露出面積や残存量が少なくなりますと、廃棄物からの浸出水は少なくなり、これに比べて地下水の割合が増えるので、水質が変化すると考えられます。

これについてのイメージは、真ん中の図の浸出水と地下水の処理フローをご覧ください。

まず、右の方に廃棄物等と書かれている模様がついた所がございますが、この廃棄物等からしみ出す浸出水がございます。これについては、下の図のア-3の浸出水とか、旧中央池の廃棄物、掘削中の廃棄物からしみ出す水、それから、選別ヤードで選別される廃棄物に触れた雨水を集水管などで集めて浸出水処理施設に送っております。

また、廃棄物から直接地下にしみ込んでいく浸出水も考えられます。この地下水は一部地点で環境基準値が超過していることを確認しております。現場では、ア-8などで従前から環境基準値が超過しております。こういう水を揚水井戸、図の下の方に1、2、3と書いているものがございますが、この揚水井戸3井で集めまして、先ほどの浸出水とともに浸出水処理施設に送って、計画処理水質以下にして放流しているという流れになっております。

したがいまして、この上の方の図で申しますと、廃棄物等が少なくなりますと、浸出水も比例して少なくなり、この黒い矢印の部分が小さくなっていくということで、水質がどんどん変わっていくだろうということが今後想定されることとなります。

本文に戻っていただきます。現状では、廃棄物からの浸出水と揚水井戸から汲み上げた地下水が混合された後の水質につきまして、浸出水処理施設の流入水質として把握しておりますが、揚水井戸単独の水質はモニタリングしておりません。今後の撤去進行に伴いまして、揚水井戸の水質を確認して、浸出水処理施設の適切な稼動に資するため、次年度以降、揚水井戸の地下水のモニタリングを開始することといたしまして、今年度内にその内容を検討して、モニタリング計画に組み込みたいと考えております。

補足いたしますが、図面の下の方をもう一度ご覧いただきますと、右手の方に丸印で書かれているのが、県境部の井戸でございます。この井戸のうち、北側の部分で若干1,4-ジオキサンが高い。それから、先ほどのア-8が、左下の方に書かれていますが、ここではベンゼン等が基準値超過しているというのが現在までのモニタリングで判明しておりますので、これを同じような形で1、2、3の方もモニタリングしながら、今後の推移を確認していきたいと考えております。これについては、次回以降の協議会で実際の計画に組み込みたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

左下の1、2、3というのは、新しく揚水井戸を造るんですか。

事務局： この井戸につきましては、現場からの地下水を集める形で既に井戸がございます。かなり大きめのポンプがついておりまして、水位計で自動的に汲み上げております。それを直接取水して調査しようとするものです。

古市会長： これは、どの辺の深さの地下水を汲み上げているんですか。

事務局： 下の方からいきますと、1番が結構深めに入っています。大体、十数メートル下ぐらいに入っているはずですが、2番は10メートル前後だと思います。3番は十数メートルということで、それぞれちょうど鉛直遮水壁の地盤面が深い所に井戸とポンプを据え付けております。

古市会長： ごめんなさい、2番が一番深いつておっしゃった？どれが一番深いつておっしゃった、今。よく分からなかった。全部深いかなど。

事務局： 次回、細かい資料でご説明したいと思います。

古市会長： スリット、どのへんで切っているのかなと思って。よろしいです。

以上のような状況でございますが、何かご質問等、ございますか。西垣先生。

西垣委員： 1、2、3の井戸の水質は、今まで定期的に計測はしていなかったということですね。

事務局： はい、その通りです。

西垣委員： それからもう1つ、真ん中の図で先ほどご説明の黒い線は表流水だと思うんですね。これはそうじゃなしに、ア-3から出ている水のことをおっしゃっているんですか。

事務局： この矢印に関しましては、先ほどお話したとおり、ア-3以外にも現在掘削している所から浸み出しているものも当然ございます。それから、選別ヤード、大体1ヘクタール弱ございますが、ここの水も廃棄物に触れる可能性がございまして、浸出水として汚水処理にまわっております。こういう廃棄物に触れた水は、全て集めて浸出水処理施設で処理しています。

西垣委員： 表流水について、表面にシートとかがあるので、それはまた別途の系統で流しておられるということですか。

事務局： 雨水に関しましては別系統です。

西垣委員： 今、ご提案のあった、1、2、3の所では経費がかかりますけれども、水質を確認するというのは、非常に重要なことだと思います。上の処理がどんどん進んでいけば、下の地下水の汚染度は、段々減ってくると思います。いつ我々は、この遮水壁をとるのかどうか分かりませんが、いつだったら住民に「これ大丈夫ですよ」と言えるのかという意味では、少し形式的に測っていただくことは非常に大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

古市会長： 西垣委員がおっしゃった遮水壁を取り除くというのは、どこの遮水壁を。左側の西側の所ですか。そうですか。もしかしたら、東の方を取るかも分からないという話があるかもしれませんね。

西垣委員： そうですね。一番低いのが。

古市会長： そのへんの所で何かご意見ございませんか。

この目的は、今、ご説明がありましたように、浸出水処理施設をいつまで稼働するんだというお話なんですよね。今、併せてやっているけれども、上の廃棄物がなくなっていけば、もう下の部分の影響しかないですよ。でも、下の部分も、もしかしたら汚染しているかも分からないわけですね。だから今のうちから、そのへんの部分について予備的に計測しておきましょう、というのが目的なんです。でも、その水質が何故汚れるんだろうか、上がなくなるのに。もしあればの話ですよ。という議論もあるんじゃないかなと。そのへんで何か

ご意見ございますか。

西垣委員： 先ほどもおっしゃっておられましたけれども、県境の所に今、遮水壁を入れておられまして、下流が青森県となっているわけですけれども、もらい災害があっては困るので、その水質も測って、一番西側の1、2、3の水質と同時に測って、途中で自分達がどれほど汚染しているかというのを見ていただくというのは、非常に大事なことだと思います。

もう1つ、私、ここで気になりますのは、ア-8なんですね。ここは、あまり集水域がないのに、今、廃棄物を撤去していかれて、いつまでもこの浸出水が汚れているというのは、どうも別な所から汚染している水が入ってきている可能性があるかなと考えられるので、ア-8に関しては、非常に気をつけてみられればいいんじゃないかと思います。

古市会長： そのへんはいかがですか。ア-8は先ほどベンゼンが少し高いというお話してしたよね。

事務局： この部分につきましては、遮水壁設置後にかなり水質が変わってきているということがございまして、どのくらい入ってきているのか、元々涵養されている水がどのくらいなのか、入っている廃棄物がどの程度なのかというのが、今年度から来年度にはこの辺を掘削しますので、段々見えてくるかと思えます。上の方に特管の廃棄物が入っておりますので、そういうのもひっくるめて、来年度になれば、ある程度見えてくるかと思えます。

古市会長： ほかにいかがでしょうか。このへんについては、今後の重要な議論に繋がってくると思いますので、皆さん、ご意見がありましたらお願いします。榎本さん、どうですか、水の方。

榎本委員： 下流で水を取っている立場ですから、この処理施設は、本当に完全に安心できるまでは稼動して欲しいと思っていました。

私も、今までこの1、2、3のチェックがなされていないというのは、ちょっと変に感じたんです。普通は、もう記録されているのかと思っていました。

処理施設の流入水はずっとやっているわけですよ、当然。そうすると、どれがどうだか分からないけれども、混合されたものを見ているという状態ですね。水量もそうですが、汚濁負荷がどれが強いのかなというチェックが甘くなっているのかなと感じました。こういうような形でしっかり調べていただければよろしいかと思えます。

私の方は、下流の方でも水質調査はやっていますので、このへんもまた見ながらいきたいと思います。

古市会長： ほかにいかがでしょうか。何か、対馬さんから。

事務局： 処理に必要な水質ということで、今の1、2、3と浸出水の混ざったものを行っていますので、処理にあたっては万全な状態で水質を把握しております。それから、1、2、3につきましては、地下水ですので、それほど水質は変化してきていないとは思いますが、今後、その影響を確認したいというのが、今回の趣旨でございますので、よろしくお願いいたします。

古市会長： ほかにご意見のある方とか、コメントございますか。石井委員、お願いします。

石井委員： 遮水壁内地下水揚水井戸のモニタリングということで、今日はこういう資料だったんですが、今、古市先生からお話があったように、浸出水処理施設をいつ止めるのか、そろそろ終わり方の議論になってきたということだとすると、西垣先生からもお話しがありましたが、遮水壁の問題だとか、どういう状態になったらここがこうなるとか、あそこはどうなるとか、これは残しておくんだとか、これは防災上残しておかなきゃいけないとか、環境再生は3つの柱で走っていますが、そういうものと絡めて、本当にどういうふうにやったら終わるのかについて、課題出しとか、これからどういうスケジュールで、こういったことを検討していかなくちゃいけないねとか、何かそんなようなものが体系的にそろそろ整備された方がいいのかなと思います。

その時に、1つポイントとなるのが、もらい汚染という言い方になるんでしょうけれども、青森県だけが終わったと思ったとしても、結局、ここは一体なので、岩手県側も終わらないとすべてが終わらない構造でもありますよね。そういったことで、青森県側として、岩手県にも、こういう状態になったら終わりだよというようなことを少しずつ議論していくといいますか、具体的には県境の部分はどう今後管理していくかということだと思うんですが、そういうような所をもう少し課題として、これから議論していく必要があるんじゃないかなと思いました。

古市会長： もっと言えば、要するに浸出水処理施設を撤去できる条件は、どういう状態かということをおっしゃられるわけね。そのへんはいかがでしょうか。それもここで検討してくださいというのであれば検討しますけれども。何かお考えは

ありますか。要するに終わり方というか。水処理施設は撤去することになって
いますよね、今のところは。

山田室長： いただいたご意見にあったような課題が少なからずございます。それを整理
した上で、この協議会で議論いただくためのたたき台を次回以降整理をいたし
まして、浸出水処理施設の停止条件やその後の遮水壁の取り扱いなどについて
ご議論を頂戴したいと考えております。

古市会長： 西垣委員、お願いします。

西垣委員： おそらく、地下水の所まで汚染が入ってきていたら、我々、それを浄化する
のは、結構、時間がかかるので、残りの時間では済まない可能性がたぶんにあ
ると思うんですね。そのへんも少し検討していただいて、浸出水処理施設を撤
去したとしても、地下に入ってきたものをどうするんだということは重要でご
ざいますので、よろしく願いいたします。

古市会長： 西垣委員、もう少し端的に言っていただけませんか。

西垣委員： すいません。地上にごみがございますして、その浸出水が下に浸透していった
ら、上は我々が撤去できたとしても、汚染した水は地下に残っています。その
水が流れていく所、この場合、非常に透水係数の良い層がございます。しか
も、透水係数の良い層が東側から西側に向かって地形とはまた別のルートで流
れていることは、もう既に調査で分かっています。さっき石井委員からも提案
がございましたが、上流側の所と協議をして、上流側の所の下も綺麗になら
ないと、下流側は、いくら我々が考えたって綺麗になりません。地下水汚染の浄
化でしたら5年とか、結構長い時間がかかる可能性がたぶんにあることを考え
ていただいたら、残された期間では、なかなかし難いんじゃないか。むしろ、
それを浄化するんだったら、促進するように上から水を撒いてどんどん洗い流
すような方法とか、何かそういう対策まで考えていかなければならないかなと
私は思うんです。

古市会長： 西垣委員、そのへんもう少し詳しく議論した方がいいと思うんですが。今
のお話は、東側の県境の遮水壁が完全に機能しているという前提でやったとし
ても、地下水が汚染していたら、それを浄化するのに時間掛かるという意味で
すか。

県境の遮水壁がもしかですよ、完全でないとしたならば。

西垣委員： 当然東側から入ってくることは、既に石井委員がいろいろ調査されて県境に矢板を打たれた経緯がございますので、将来、矢板といっても、これは鉄製のものですから、いずれは風化して錆びたり、いろいろなことがあります。

ただ、会長がおっしゃっていますように、もし東側の矢板を我々がそのまま残していったとしても、西側のこの自分達のエリアの領域の下の所は、1、2、3の水質を分析してみると、きっといろんなものが含まれていると思いますので、それがいつまで続くんかということ、私達はある程度予測しなきゃならない。早く綺麗にするのにどうしたら良いかということも今後考えなきゃならないかもしれないですね。期限内に仕事を終わるためには。

古市会長： そこなんです。我々はどちらかという、そちらの方の専門家ということで入っていると思うんですね。そうすると、やっぱりここでもう少し具体的に現象を見つめて調査して、それを評価して、予測していかなきゃいけないですね。

私、非常に疑問なのは、例えば、埋立処分場で漏れているか、漏れていないかという時には、必ず処分場の上流側と下流側で調査をやるんですね。上流側がよくて、下流側もよかったら、これはもう問題ない。上流側が何ともなくて、下流側が汚染されていたら、やっぱり途中通った所が影響だろうと分かるわけですね。

だとすると、ここの1、2、3だけ測っていたら、これは科学的じゃないでしょう。だから、本質論をするんだったら、もう少し上流、県境の西側、青森県の部分だけをやるのであるならば、そこが完全に東側と隔離されていることを確認しないと、科学的な対策は打てませんよ。当然でしょう。だから、何でもそういう議論をしないのかなと思って。どうですか。

事務局： 東側につきましては、県境部にモニタリング井戸を多数配置しておりますので、これと比較検討しながら、今後、皆さんに検討していただく形になるかと思えます。

古市会長： それ、やっぱりやるべきじゃないでしょうかね、ここの協議会で。それは、確かに隣の県でなかなか言い出し難い部分もあるでしょうけれども。だって、上流側なんです。

それと、少し過去を思い出していただくと、ア-26、ア-27、ア-28、ア-29の辺は大丈夫だろうかということで、トレーサーテストをしたんですよ。石井先生にもやっていただいて。やっぱり、ここには地下水が流れていることが分か

ったので、急遽、遮水壁を打ったわけですね。でも、この遮水壁にしても完全に下までいっているかどうかは、必ずしも定かではない。ましてや、上の危ない所、ア-25-2とか、ア-25の辺は遮水壁はないんですよ。この辺から実は高濃度のものが出ているんですよ、1,4-ジオキサンが。だから、そういう状況下で目をつぶって、この1、2、3だけの議論をして何の議論になるんだろうなというのが、私、疑問に思っているんですけど。西垣先生、そうですね。ちょっと何か言ってください。

西垣委員： さっき、会長がごみの最終処分場のお話を例にされましたが、必ず何かが入っていると思います。でも上流から汚染しているものが出てきて、それと同じものが下流の1に出てきているのであったら、上流がおかしいんじゃないかと。3つの例をおっしゃっていましたが、ここでは東から西へ地下水が流れているのは皆さん、ご存知だと思います。しかも先ほど会長がおっしゃってました矢板に関しましては、部分的にしか入っていません。それに関して上流側でポンプアップをして水位を下げているよというのは、東の方で対処していただいています。ア-26とか、ア-29とか、ア-27の先ほどご説明がございましたところは、矢板の下流です。ところが、先ほどございましたけれども、ア-25-2とかア-25の所には矢板がなく、その上には、沢山、ドラム缶が埋設されたことは、皆さんも記憶されておられるでしょう。ここにおいても水質が今現在、どうなっているんだろうかというのは、今後もモニタリングしていかれて、ここからそんなもの、変なものは来ていませんよって分かれば、自分達の所を必死に頑張ると、そういう判断をしていただければと思います。既にやられているかもしれませんが。

事務局： 県境部の井戸等につきましては、前回の協議会の時に上半期の報告をさせていただきました。その中に記載しておりますが、県境部に関しては、岩手県とは、今のところきちんと分かっているようなデータが出ております。

今の県境部の井戸のモニタリング結果を含めてその内容を検討していくような、委員の先生方がおっしゃったような検討をしていく形になるかと思えます。

古市会長： できれば、そのへんの所を両県で協議されて、いろいろ調査されて解析されているんだったら、その結果もこの協議会に出していただだけませんか。そうじゃないと判断できないですよ。

山田室長： 協議会でご議論いただくにあたっては、県境に関する両県の分析結果を2つ

並べた形でお出ししてご議論をいただきたいと考えております。

古市会長： じゃ、次回あたり出てくるわけですね。次回といたらもう2月になっちゃいますけど。

山田室長： 2月になってしまいますが、次回にそういった資料を提示させていただきたいと思います。

古市会長： そうじゃないとね。私が心配するのは、元々の経緯があっただけで、本当に将来にわたってずっと岩手県の水処理をしなきゃいけないですよ。もうこれ以上は言いませんけど。やっぱりそれは、コストが掛かるという時に、今の時代、これはきっちりしないと駄目じゃないですか。

山田室長： そのような事態はあってはならないと考えておりますので、こちらで資料を準備いたしまして、ここで議論いただきたいと思います。

古市会長： それは、担当者レベルで情報交換されているんですね。そういう何か、定期的な情報交換の場があっただけで議論されているんですか。

山田室長： 岩手県の協議会には本県の職員が毎回出席をして議論を聞いてきておりますし、また、今、焦点となっている県境については、現在、この県境を挟んでまだごみが残っていますので、そのごみの撤去をどうするか、これはまず手始めの議論でございますが、これについて、双方の職員が会いまして検討を重ねているところでございます。

古市会長： じゃ、鋭意、努力を続けていただきたいと思います。

特に、1,4-ジオキサンが今回問題になっております。1,4-ジオキサンは、地下水と同じように流れていきますので、吸着もしないし分解もしないし揮散もしない。地下水そのものと同じように流れていきますので、そういうものが県境で出てきている。高いとしたら、特に岩手側で、これはかなり危惧される事態だと私は思います。

そのへんを踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

そしたら、今日のご報告いただく事項は全てこれで終わったんですが。

それでは、その他ですね。資料6について、次回の協議会についてご説明を願ひします。

事務局： 第36回協議会の日程についてお知らせします。資料6をご覧ください。

資料に誤りがありましたので訂正いたします。日時が平成22年となっておりますが、正しくは平成23年です。訂正をお願いいたします。

それでは日時ですが、平成23年2月19日の土曜日、午前10時半から12時半までの2時間となります。場所は、この会場、青森県観光物産館アスパム4階十和田となります。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

これは、朝10時半ですが、宇藤さん、大丈夫ですか。10時半、来れます？雪の多い時ですが、大丈夫ですか。田子町の方々、大丈夫かなと思って。

なるほど、分かりました。

我々は飛行機が飛ばなきゃ困りますから、前日から参りますけれども。前日から来なくて大丈夫なわけですね。分かりました。

じゃ、こういう予定になっておりますので、よろしくをお願いします。

では、最後に委員の皆様から、何か言い残したこと、この機会にとということがございましたら。松橋委員、お願いします。

松橋委員： 報告事項の財政支援要望についての所で報告すればよかったかもしれませんが、田子町は県と国会議員に要望しております。その内容を皆様にお知らせしたいと思います。

その中に書いてあるのが、町民の願いでありまして、特措法の延長の願いを、してくださいということ強く要望して参りました。また、国会議員にも県と同じく衆議院の先生8名、そして参議院の先生方全員、青森県出身の方には全員要望して参りました。議員とともに、そしてまた、町の願いを訴えて参ったわけです。それは、11月15日に行って要望して参りました。

以上、報告しておきます。

古市会長： これは、要望書ともう一つ、2部ございますが、要望書と大きく書いてあるものが、概要、趣旨のみですね。詳しく書いたものがもう1つですか。

松橋委員： 要望書とそれから青森県知事にも1通。

古市会長： いや、私の手元にあるのは、両方とも青森県知事宛なんです。1つが概要版なんです。

松橋委員： 要望書と書いてあるものを国会議員にも、国会議員の名前宛に要望して参りました。

古市会長： そうですか。この概要の方を？

松橋委員： そうです。

古市会長： そうですか。分かりました。ありがとうございます。

この中身については、もうよろしいですか。特段、こういうことを申し上げたいということ、ございますか。今、初めて見せていただくんですが、今日は時間が十分ございますので。

松橋委員： 24年で終わる予定だったのが25年になる、1年延びることに対する町民の不安について、また、費用が62億円も増えることなどについて、国会議員も考えて特措法の延長をお願いしますということでございます。

古市会長： これは、県でもやられたことと同じようなことを田子町でもやられたという、そういう理解でございませうか。わかりました。

何か、このことにつきましてコメントございますか。田子町の方、何かあります。宇藤さんから何かあります。澤口さんとか。はい、宇藤委員どうぞ。

宇藤委員： 皆様のご協力を得ながら24年度までには不法投棄産業廃棄物を撤去できるものだと思って、今まで実際協議会に参加していたものですから、延期という話しはとても残念に思っております。

それと、私共のわがままではなくて、私共はそこで暮らしていかなきゃならない立場の者ですので、水とか自然とか、そういうものは、私達田子町にとってとても大事なものです。是非、そこを含んでいただいて、私も農業人として作物を作って生きている者ですので、是非是非、予算のことに関しては大変な部分もあると思うのですが、県の皆様のお力や協議会の皆様のお力をいただいて是非、良い方向で進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

澤口さんの方、何かありますか。

澤口委員： 田子町は、本来、水が綺麗で山も綺麗で、凄くいい所なんですけど、何かに

つけてやっぱり「ごみの町」「ごみの町」とずっと言われているんです。ですから、一年延長というのをあまりに軽く考えていらっしゃるんじゃないかと思ひまして、田子町にすれば、一年延びて、またずっとそういう状況が続くのか、でも、ある意味、定着してしまっているようなところがありますので、もう少し重く受け止めていただいて、量が増えたのはしょうがないとしても、もう少し住民サイドに目を向けていただけないかなと思います。

古市会長： 折角の機会ですので、ちょっと議論していただいた方がいいと思うんです。

前回の協議会が9月中旬にありましたよね。その時にはっきり定量的に25万トンぐらい増えますよということが説明されましたし、何故そうなったかという背景についても、理由も説明していただきましたよね。その時からもう2か月ぐらい経っているわけですよね。その途中で何か、かなりリスクコミュニケーションが上手くいっていないような雰囲気を感じるんですが、新聞等の記事を見ますと。

何故、もう一度こういうことを問題としているのか。これは当然、要求されていることは、非常に重大なことだからということですけど。その時はあまり意識されなかったのかどうか。今になってよく考えてみたら、凄いことだねと思い出してイライラしたんですか。どういうことなんでしょう、この2か月の間。僕、よく分からないんですよ。あの時はそれなりに納得して、じゃ、これでもう県一丸となって努力しようよと、見積もり違いだったんだから、これはもう一刻も早く、予算措置もして、全量撤去しようじゃないかとなったはずですよ。それを何故、こね回すような話になっているのかが、ちょっとよく分からないんですけど。何かあったんですか。

澤口委員： 何もないんですが、我々も当初、誤差の範囲とかは考えていましたので、多少違ってても予算の範囲内では終わるだろうと思っていました。それが、蓋を開けてみたら誤差の範囲といえるような代物じゃないことが分かりましたので、これは一刻も早く、当町に伝えてもらって、まず一緒に何とかやろうや、と何故ならないのか、私がお聞きしたいですね。

古市会長： 一緒にやろうというのは、県から田子町に？そのへんはいかがですか、県は。一緒にやろうねという思いはあるんでしょう？

名古屋部長： もちろんそうです。全量撤去するという方針は変わっておりません。それを物理的に24年度までに全て終わることがなかなか難しいというのがはっきりしたわけでございますので、国に期間延長を求め、その中での同じような支

援を求めながらやっていくことには変わりはないわけでございます。

それは、県だけでできるわけではなくて、協議会のご協力とか、地元田子町の協力を得ながら、やはり一丸となって進めるべきものと考えております。澤口さんがおっしゃる意味合いも分かるわけですが、我々としても、これは、やはり県として責任を持って数量など、一度出したものをまた撤回するというわけにはいかないこともございますので、しっかり確度のもったものとして出すために、ある程度の期間を要したことについては、どうかご理解いただきたいなと申し上げているわけです。

古市会長： 澤口さん、25万トンというのは、物理的にこうなったという背景は分かりましたよね。誤差の範囲ではないですよ。見えない部分があったわけです。これは、こういう現象に対しては付き物といいますかね。

結局、ポイントは何か月間か慎重に県がやられたことに対して、遅いじゃないかというところが問題なんですか。何が問題なんですか。

澤口委員： やっぱ遅いですよね。遅いとしか言いようがないですね。公表を伸ばすことによって、かえってデメリットの方が多いと思うんです。確かにおっしゃるのも分かりますよ。はっきりした数量が出ないことには、というのは分かりますけれども、ある程度の目安は出してもいいんじゃないかと思うんです。何を恐れているのかよく分かりません。

古市会長： 何か恐れているんですかね。

はいどうぞ、西垣委員、お願いします。

西垣委員： 私も前回欠席して、その後、書類を見せていただきましたが、先ほどからのご説明では、山の上からこちらに持ち下ろした時に、それが焼却できないからということで遅れているのもあるんです。今日、一番最初の資料1で24年度でここまでです。25年度でここまでですと。例えば、山の上から全部持って下ろしてもらった方が、住民はよっぽど安心だと思うんですよ。それを燃やすのに少し時間がかかっても。一刻も早く山の上から持って下ろすことを考え、平地にそういうヤードがないのかもしれないかもしれませんが、確保するだけの土地がね。量としましては、126,000トンですから、残りが。100メートル、100メートル、12メートルぐらいのヤードがあれば、我々、山の上からものを下ろせると思うんですよ。だから、そういうことをしてあげてからであれば、汚染源の所にもものを置いているのが問題だと思いますので、汚染源の所のものをできるだけ早く撤去して、平地に置いて、それから焼却炉に持っていったっていいん

じゃないかなと、私は思うんです。そのへんは、どうですかね。私、馬鹿なことを言っているのかもしれませんが。

古市会長： いかがですか。100メートル、100メートル、12メートルね。大体、コストを試算したらどのぐらいになりますか。そのヤードに運び込んで、とりあえず保管しておく。非常にアイデアとしては素晴らしいと思うんですが、ただ実際のコスト面との兼ね合いとかいろいろありますよね。今のところ、コスト見合いだと思います。

山田室長： これまで私共が考えてもみなかった手法でございます。現在の現場は、遮水壁で周囲への影響を遮断しています。それと、汚染された水については、浸出水処理施設で浄化して放流しております。どこかほかの場所に持って行くとなった場合、例えば、仮置きをする場合の周囲の環境への影響を考えれば、現場の中に置いて、そこで掘削して処理施設に真っ直ぐ持っていく方が、ベストではないのかもしれませんが、考えられる手段の中では最も良い方法ではないのかなと考えています。

古市会長： 今、おっしゃっていただいたのは、住民感情的なことと言われたのであって、リスクコミュニケーションの方の議論なんです。だから、科学的にやるんだったら、本当に遮水されていて遮断されているのであれば、それはそこで保管しておくのが一番いいわけですよ。そういういろんな議論ももっと具体的にされた方がいいなと私は思うんです。折角、こういう場があるんだから。1回試算してみればいいんですよ。どっちがリスクが高いか。案外、科学的なリスクだけで決断というのはできないんです。

西垣委員： 住民の感情も重要な要素です。

古市会長： そういうことが大きいんですよ。どうも効率主義に走ると、それが抜けちゃう可能性もあるんですよ。私もコストと言ったけど、やっぱりコストも大きいからね。やっぱり感情というのも非常に重要です。感情というのはコストの勘定じゃなく、住民感情の方ですけど。

時間、まだ20分ございますので、どうぞ。宇藤さん、どうぞ。

くすんでいると、ブスブスとなっていると、やっぱりよくない。燃えたら燃える、消すんだったら消す、そうしないと、くすぶっていると精神的にもよくないし、憶測が憶測を呼びますので。だから言いたいことを言った方がいいですよ。

藤川委員、お願いします。

藤川委員： このことに関して、青森県民として、住民パワーが見えてきていないと思います。下北半島に縦貫道路を作ろうという運動がありまして、そこに女性団体の人達が本当に国会に行ったり、全国大会で発表したり、私の知っている人はその中心メンバーになっていてやっているのです、そういうのを田子町の人もおおいに県と一緒にやって欲しいなと思います。是非、国会に行ったらそれをマスコミに報道してもらって、新聞に大きく報道してもらいたいと思います。青森県民の人達が、田子の町民が頑張っているんだということをおおいにアピールしてもらいたいと思いました。

それでも、田子の町民が行きたいと言ったら、協議会のメンバーも行けばいいと思いました。私、行きますので。よろしくお願いします。

古市会長： そうですか。心強い発言、ありがとうございました。

確かに、住民のパワーといいますか、そういう意識というか、関心といいますか、それが割りと薄いと言ったら怒られるけど、実は皆さんお持ちだとは思いますが、形としては見えてこないですね。お持ちなんだとは思いますが、でも、その形がなかなか見えてこない。だから、県民、県が一丸となってという所がね。小田さんどうですかね、教育とかそういう観点からいくと。

小田委員： 先ほど宇藤委員が「決して私達田子町民がわがままで言っているのではない。そこで暮らしている者として、安心して暮らしたい。」とおっしゃっていたことを聞いて、本当に私共もそれは実感しています。日々水を使って、そして野菜などを食べているわけですから、全然関係ないことではないということでは、私達も是非、田子町の皆さんを応援したいという気持ちは強く感じています。

そして今、改めて推計量が多くなったことに対しての公表が遅かったことについて不信感を持っているということですが、やはりそこも県では全然遅らせて何かを隠そうということではなかったと思うので、これからは過去というか、ちょっと遅れたことよりも、これからいかに住民の気持ちをこういうふうにして公開された上で進めて欲しいという思いを、もう一度新たに受け止めて、一丸となって組んでいくんだというところで前向きに進めていただきたいなと思います。

今日の会議、私、遅れてきて申し訳なかったんですが、聞いていまして、私の感想としては、最後に揚水井戸のモニタリングの報告がありましたが、まだまだ岩手県との間の水汚染が大変心配であるなど。これはごみが撤去された後でもまだまだ浸出水処理施設には大きな課題があるのではないかなということ

を今日特に実感しました。それがなければ、やはり田子町の皆さんも安心して暮らしていけないので、このところをこれから岩手県側の調査と照らし合わせをしながら、その解決ということをしっかり見届けていかなければいけないんじゃないかなと強く実感いたしました。

古市会長： ありがとうございます。

非常に前向きなご発言で心強く感じました。それと同時に水処理施設のお話は、本当に今後の一番大きな問題になっていくと思いますので、やはりしっかり取り組んでいく必要が、もちろんそう思っておられると思いますが、やり方とか発信の仕方を少し工夫しながらやられた方がいいなという気がしました。

ほかに何かございますか。佐々木委員、お願いします。

佐々木委員： 環境再生について、今日、試験植樹のご報告をいただきました。それから、前は国の新再生エネルギーのモデル事業を誘致しようという取り組みをしておられるという報告をいただいたのですが、それを含めて、現在、環境再生についてどういう取り組みをしておられるのか。そのあたりを教えていただきたいと思いました。

古市会長： いかがでしょうか。私もちょっと気になるところで、折角、全国公募もしたし、知事賞も差上げて良いアイデアをお出しいただいたりしたんですから、それがどういうふうにその後動いているのかというのが、ちょっと見えないんです。そのへん、いかがでしょうか。私も是非、これはお聞きしたいと思ったんですが。

山田室長： 環境再生の取り組みにつきましては、今回、試験植樹についてご報告を申し上げましたが、そのほかに国の事業もまた別途進んでおります。それと、情報発信ということで、今年度の取り組みの状況につきまして次回の協議会で中間報告ということでご報告を申し上げることにしたいと思います。

古市会長： そしたら、環境再生計画を作られて、いろいろ頭出ししていただいていますよね。あれの中間報告、スケジュール的なものを含めて出していただけるということですね。

佐々木委員、そういうことですので、しっかり覚えておいてください。

西垣委員、お願いします。

西垣委員： 今年の10月、香川県が瀬戸内のフェアで、直島にはベネッセコーポレーショ

ンの美術館がございますけれども、豊島にも今回、美術館をつくりました。非常に素晴らしい美術館で豊島のイメージを変えようじゃないかという形となっています。是非見に行ってくださいでもいいんじゃないかなと、アナウンスさせていただきます。

古市会長： 豊島に作るというのは、何故、豊島に作るようになったんですか。スポンサーは誰なんですか。

西垣委員： 香川県です。

古市会長： 香川県が。そういう予算があったんですね。

山田さん、今、新聞記事を見られていましたけど、水滴のような素晴らしい所ですが、その背景は聞かれました？何か情報をお持ちでしたらご紹介いただけると。

山田室長： 私、新聞報道で承知している限りでございまして、この新聞では、現代美術の素晴らしい作品が美術館として、美術館といっても天井に穴が開いていますが、風も入れば雨も入るといふ実験的な美術館を直島福武美術館財団が作ったと。

古市会長： やっぱ福武ですか。ベネッセと一緒にだね、それ。

山田室長： というような記事で承知しております。

西垣委員： 福武の社長が若い頃に瀬戸内海をヨットでずっと行った時に、豊島、直島、姫島、岡山県の犬島に美術館を作りたいと。ベネッセです。

古市会長： ここも何か、建築だけじゃなく、建築とそこの美術館の作品とがマッチして、それで両方活かしているというような話ですよ。

西垣委員： それを香川県がやっているわけです。

古市会長： 何かそういう、名古屋さん、そういう可能性はいかがでしょうか。

名古屋部長： 強力なスポンサーを探したいと思います。

山田室長： 先ほどの記事、コピーしておりますので、出来次第配布させていただきたい
と思います。

古市会長： ありがとうございます。

ほかにございませんか。もうあと 10 分ぐらいで予定の時間が参ります。溝江
委員、お願いします。

溝江委員： 先ほど、環境再生計画等の取り組みについては次回で報告をというお話をい
ただいたんですが、前回資料を基に説明いただいた跡地利用に関わって、環境
省の田子町への現地視察の日程は、もう既に決まっているのでしょうか。

古市会長： それについては、委員の 1 人に石井先生がなっているんで、ちょっと説明し
ていただいた方がいいかも。お願いします。

石井委員： 実をいうと、私、その環境省の委員の 1 人をやっています、少し情報を持
っているんですが。委員には、学識経験者が 3 人います、3 人で全部動くこ
とは大変なので分担してということで、12 月 14 日に田子町の見学、環境省の
皆さんと学識経験者が 1 人かな、いらっしゃる予定になっています。

この間、第 1 回目の会議がありまして、僕も強く言ったんですが、基本的には
跡地があるからといって、変なものを地元押し付けるなど。しっかりと地
域のニーズを聞いて、地域特性を踏まえて、やりたいと思うことを実現でき
るような計画をちゃんと作ろうと強く申し出てきましたので、見学に来られた際
には、僕はいませんが、強くアピールされた方がいいのではないかと思います。

特に、僕が申し上げたのは、今回、環境省の方は、自然エネルギーがキーワ
ードになっていますが、自然エネルギーといっても、そんなに自然エネルギー
ばかりが跡地利用だけじゃないよと。問題は、自然再生もあるし、情報発信も
いろいろ考えているところがある中で、自然エネルギーは、1つの機能だから、
そういったものがあると跡地利用全体とするのであれば、そういう切り口でや
ればいいんです。要するに地域のニーズにあったもので、その跡地利用とい
うものが環境再生をバックアップするような計画でないといけないよとい
うことを少し強く委員として申し出てきましたので、青森県も環境省の皆さんには、
そういうふうにアピールをして、来年度に繋がるような事業の提案をできるよ
うにされた方がいいかと思いました。

以上です。

古市会長： これは、ガイドライン的なものを作ることがまず最初の仕事だと思うんですけど。具体的にそういうものに予算がついて実施するという所までいくんですかね。

石井委員： 来年度は、一応、予算は要求しているんだけど、モデル事業としての予算は請求しているんだけど、まだそのへんはちょっと見通しが見つからないという状況です。

古市会長： そういうことですね。

石井委員： それから、はじめにガイドラインだとかマニュアルという言葉が出てきたので、あまりそういうものに捉われないで、今回、確か5つか6つのサイトが候補にあがるんですが、それぞれの事例集でいいじゃないかと。変なマニュアルとか誰もが見て、右から左に移せばできるものではなくて、それぞれの地域にあった事例集でもいいんじゃないかということを僕もコメントとして言ってきました。

古市会長： そういう予算措置とつながってくると非常にいいと思うんだけど、モデルケースとして。事例集としては、それなりの価値があるとは思いますが。だからこそ、青森県は先行しているわけですから、それをしっかりアピールされた方がいいと思いますね。

ほかに何かございますか。もうそろそろ時間ですが。よろしいですか。

県から最後に何か、追加の方が長かったですけれども。いろいろご意見が出ましたけれども、何かございますか。山田さんから何かありますか。

山田室長： 今日、いろいろご意見をいただきましたけれども、いただいたご意見を踏まえまして、次回協議会に向けていろいろな作業を進めていきたいと思えます。

それと、田子町から要望書とご質問の書面をいただいております。田子町民の想いが詰まった要望書とご質問だと思います。これにつきましては、誠意をもって対応すべく、今、検討中でございます。こういった内容でお返ししたかにつきましては、次回以降の協議会でしかるべくご報告をする予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

古市会長： ありがとうございます。

今日、かなり本音でご意見とかコメントをいただいたと思います。ですから、この協議会を形だけの集まりでなく、やはり実質的な議論ができるような形に

もっていききたいと。あと残すところ2年ぐらいですが、やはり本質的な議論をしないと、問題の本質は解決しませんので、本質は何かということを常に念頭におきながら議論してまいりたいと思います。

今日、一番印象に残ったのは、県が一丸となって、県民と行政が一丸となってやっていくんだということではないかと思います。是非、県の行政の方もフレンドリーに県民に信頼されて一緒にやっっていこうじゃないかという姿勢を見せていただけたら、誤解がないのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今日のご報告事項は全て終わりましたので、これで協議会を閉じたいと思います。マイクを司会に返しますので、よろしくお願いします。

司 会： 古市会長には議事進行、そして委員の皆様にはご熱心なご協議をいただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第35回協議会を閉会いたします。

本日はお疲れ様でした。